

議案第69号

つくばみらい市雇用促進奨励金条例の一部を改正する条例

つくばみらい市雇用促進奨励金条例（平成22年つくばみらい市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月24日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

本条例は令和4年3月31日までの時限措置であることから、適用期限を5年間延長するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市雇用促進奨励金条例(平成22年つくばみらい市条例第28号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 (失効後の経過措置)</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (失効後の経過措置)</p> <p>3 (略)</p>